百九十二	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）
百九十三	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
百九十四	陶磁器・ガラス器卸売業
百九十五	スポーツ用品卸売業
百九十六	ジュエリー製品卸売業
百九十七	他に分類されないその他の卸売業
百九十八	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
百九十九	靴小売業
二百	履物小売業（靴を除く）
二百一	かばん・袋物小売業
二百二	洋品雑貨・小間物小売業
二百三	酒小売業
二百四	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
二百五	電気機械器具小売業（中古品を除く）
二百六	家具小売業
二百七	宗教用具小売業
二百八	陶磁器・ガラス器小売業
二百九	他に分類されないじゅう器小売業
二百十	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
二百十一	ガソリンスタンド
二百十二	紙・文房具小売業
二百十三	スポーツ用品小売業
二百十四	がん具・娯楽用品小売業
二百十五	楽器小売業
二百十六	たばこ・喫煙具専門小売業
二百十七	ジュエリー製品小売業
二百十八	他に分類されないその他の小売業
二百十九	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
二百二十	他に分類されない専門サービス業
二百二十一	商業写真業
二百二十二	衣服裁縫修理業
二百二十三	ゲームセンター（スロットマシン場を除く）
二百二十四	カラオケボックス業
二百二十五	娯楽に附帯するサービス業（場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く）
二百二十六	各種学校
二百二十七	音楽教授業
二百二十八	他に分類されない教育，学習支援業
二百二十九	その他の療術業
二百三十	自動車一般整備業
二百三十一	その他の自動車整備業
二百三十二	表具業
二百三十三	履物修理業
二百三十四	他に分類されない修理業
二百三十五	複写業
二百三十六	警備業

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。